



曾根崎交通安全協会
曾根崎自家用自動車部会
〒530-0027
大阪市北区堂山町1-5
三共梅田ビル6階611号室
TEL (06) 6315 - 8505
FAX (06) 6315 - 8506
制作・印刷 (株)タップハウス

謹 賀 新 年



本年もよろしくお願い申し上げます
平成28年 元旦



曾 根 崎 警 察 署
署 長 大 仲 良 典
署 員 一 同

曾 根 崎 交 通 安 全 協 会
曾 根 崎 自 家 用 自 動 車 部 会
会 長 中 野 由 彦
役 職 員 一 同

新年のごあいさつ

曾 根 崎 交 通 安 全 協 会
曾 根 崎 自 家 用 自 動 車 部 会
会 長 中 野 由 彦

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
みなさまには、輝かしい希望に満ちた新年をお迎えのことと、お慶び申し上げますとともに、平素より、当交通安全協会の業務運営に温かいご理解と御支援を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、本協会は、昭和21年12月に設立され、本年で70周年を迎える、大きな節目の年となりました。

当協会の設立当時に関する資料によりますと、京阪神急行電鉄株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）や日本通運株式会社の方々の御尽力により設立されました。

同協会の目的と事業内容は、当時の会則等をみますと（抜粋）、設立目的は、

○ 交通秩序の確立が日本再建の基盤であることを認識して、民衆と警察の紐帯^(※)となつて相互に理解協力し、相携えて交通道義の昂揚を図り民生の安定を期する。
とし、事業内容は、

- 交通道義の昂揚に関する事業
- 交通法令周知徹底に関する事業
- 交通上の功労者の表彰に関する事業

等、本来行政機関が主体となつて行わなければならない事業を、民間活力によって交通秩序の確立と、交通法令の周知を図るなど、当時から交通安全協会の活動により、2大都市圏である大阪駅周辺の発展に寄与したのです。

70年経った今も、交通の安全と円滑化と、各種交通法関係法令の周知と、交通情勢に沿った対策を講ずるため、警察と緊密な連携のもと、様々な活動を展開しています。

交通安全広報活動等は、言うまでもなく、活動の目的・趣旨を多くの方々に知って頂き、普段の行動に生かされ初めて活動の成果がもたらされるものです。

そのため、昨年8月から曾根崎交通安全協会のホームページを開き、各種交通警察情報・改正道路交通法と同法の解説・運転免許証の更新手続き・同免許証返納要領・交通安全キャンペーン等々の提供をし、いつでも・だれでも・きがねなく、情報に触れることができました。

最近では、パソコン・スマホ等で、毎月約1,500件を超えるアクセスがあり、多くの市民に閲覧して頂き、市民の方々への交通情報提供の役割をはたしております。

次に、昨年の交通事故発生状況ですが、テレビ・新聞等で「交通死、高齢者の割合最悪」(54.6%)との見出しにあるように、高齢者の交通死亡事故が増加し、府下においても交通死亡事故196人の内78人(39.79%)が65歳以上の高齢者でありました。

いまや、交通死亡事故抑止の対策に「高齢者対策」を抜きにして考えられない交通情勢にあると思います。

当協会としましては警察や自治体、関係団体と連携を密にし、対策を講じていく必要があると痛感している次第です。

昨年の、曾根崎警察署管内交通事故発生件数は471件（前年比マイナス6.2%）死者はなく、傷者も減少し、高齢者の交通事故も、件数・傷者数とも前年比マイナスでありました。

一方、大阪府下の交通事故は、先に述べましたように、死亡事故の発生件数、高齢者の死亡事故が激増し、全国でワースト2位と不名誉な結果となりました。

本年は、大阪府警察本部・曾根崎警察署が行う交通事故分析に裏付けされた対策や、新たな課題にも、当協会としても積極的にかわかり、1件でも多く交通事故を起こさないような事業を積極的に取組んでまいります。

昨年同様、当協会の事業活動に温かい御支援と御協力をお願い致します。

最後に、皆様方のご健勝を祈念しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

※ 紐帯（チュウタイ）とは、転じて、物と物、人と人とを結びつける役割を果たす大事なものの意。



年頭のごあいさつ

曾根崎警察署

署長 大 仲 良 典

あけましておめでとうございます。皆様方には、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

曾根崎交通安全協会役員、会員の皆様には、交通安全諸活動はもとより、警察行政の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年大阪府下における交通事故情勢をみますと、年初から交通死亡事故が多発し、196人の方が亡くなられ、一昨年に比べると激増ともいえる厳しい状況となりました。

一方、当署管内におきましては、厳しい情勢の中にも、発生件数、負傷者数ともに減少し、さらには「年間交通死亡事故ゼロ」を達成するなど、一定の成果を上げることができました。

また、6月に改正道路交通法が施行され、一定の危険な行為を繰り返した「悪質自転車運転者」に講習を命じる「自転車講習制度」がスタートしました。

この制度は、自転車利用者に対して交通ルールの遵守を促すものであり、これを機運に、地元の皆様には大変な御協力をいただきまして、「信号守らせ隊」の発足、「自転車安全利用推進優良企業」の認定を行うなど、新たな啓発活動が始動した年となりました。

交通死亡事故抑止対策の取組では、大阪の表玄関である「グランフロントうめきた広場」を舞台に、ボクシング夫婦チャンピオンをゲストに招き、「飲酒撲滅キャンペーン」を開催し、大勢の方が足を止め、活動に参加していただき、盛況のうちに終了することができました。

また、一昨年に続いて、管内の服飾専門学校と連携して、学生さんがデザインした「おしゃれな反射材」をキャンペーン会場で展示、紹介するといった広報啓発活動がニュース番組等でも取り上げられ、夜間の交通事故防止における注意を呼びかけることができました。これもひとえに、協会の御協力のお陰と心より感謝申し上げます。

本年も悲惨な交通事故を1件でもなくすよう、署員一同、交通安全諸活動に全力で取り組んでまいりますので、昨年に引き続き皆様の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

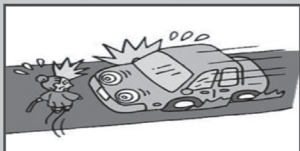
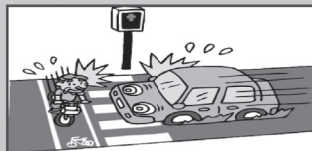
終わりに、皆様方の益々の御発展と、御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



平成27年中、大阪府下における

交通事故死者の

(死者196人のうち、78人が高齢者)

約4割**が高齢者!****要因①****歩行者・自転車乗用中****約8割(59人)****危険な横断はやめましょう!****要因②****交差点・交差点付近で発生****約8割(60人)****信号は必ず守りましょう!****要因③****自宅付近で発生****約7割(42人)**

(歩行者・自転車乗用中)

**慣れた道でも安全確認!**

新年のごあいさつ

大阪府警察本部交通部

交通部長 小澤孝文

あけましておめでとうございます。

皆様には、御家族ともに穏やかな新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

曾根崎交通安全協会の皆様におかれましては、平素から交通行政はもとより警察行政の各般にわたり、深い御理解と多大なる御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年のお大阪府下における交通事故は、前年に比べ、発生件数及び負傷者数は減少したものの、交通死亡事故が年初から増加傾向で推移し、7月と11月には、大阪府知事による「交通死亡事故多発警報」が発令される等非常に厳しい状況となり、交通事故によりお亡くなりになった方は、統計史上最少を記録した一昨年から大幅な増加に転じました。

交通死亡事故の詳細をみますと、年齢別では高齢者の死者数が依然として全死者数の内の高い割合を占め、状態別では自転車や二輪車に乗車中の交通事故による死者数が増加しました。

このような状況の下、当府警では、交通事故が多発する時間帯や交差点において、交通事故発生実態に即した交通指導取締りを強化するとともに、関係機関・団体と連携した積極的な広報啓発活動等の諸対策を推進しているところです。

また、交通死亡事故の主な原因のひとつである信号無視をなくすため、信号無視をしにくい環境を作することを目的として、多くの方を「信号守らせ隊」に任命しております。

皆様におかれましても、「一人ひとりが信号を守る。」という意識を身近な人に伝えていただき、「信号遵守の輪」の更なる拡大に御協力をお願いします。

本年も悲惨な交通死亡事故を一件でもなくし、府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」を確立するため、交通事故発生実態の詳細な分析結果に基づき

- 対象者に応じた交通安全教育・広報啓発活動
- 交通事故発生実態の分析等に基づく効果的な交通指導取締り
- 安全で快適な交通環境作り

等を強力に推進することとしています。

皆様には、府民の交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に向けた各種広報啓発活動をはじめとする交通安全諸活動に、引き続き格別の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、曾根崎交通安全協会の益々の御発展と、皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



平成27年中の大阪府下 交通事故発生概況

府下の交通事故死者数は196人全国ワースト2位

1 交通事故の概況

- 件数、負傷者数ともに減少
- 死者数は、全国ワースト2位

2 特徴的傾向

- 高齢者の死者数（78人 前年比+3人）が増加した。
- 自転車・二輪車乗車中の死者が増加した。
- 信号無視・飲酒運転の死者が増加した。

大阪府下の交通事故

区分	年	平成27年中	平成26年中	前年対比	増減率(%)
件数		40,535	42,729	-2,194	-5.1%
死者数		196	143	+53	+37.1%
負傷者数		48,392	51,501	-3,109	-6.0%
重傷者数		2,891	2,910	-259	-0.7%

曾根崎警察署管内の交通事故

区分	年	平成27年中	平成26年中	前年対比	増減率(%)
件数		471	502	-31	-6.2%
死者数		0	1	-1	-100.0%
負傷者数		564	603	-39	-6.5%
重傷者数		18	23	-5	-21.7%

車を所有している企業の皆様へ、「安全運転管理者」の選任届はお済みでしょうか。
選任基準に該当しているのに、都道府県公安委員会に選任届をしていない場合、処罰の対象です。

1 安全運転管理者の資格要件と選任基準

道路交通法施行規則第9条の9第1項、法74条の3第1項に定められている。

(1) 選任基準

- 乗車定員11人以上の自動車を1台以上使用
- その他の自動車（大型・普通車等）を5台以上使用、大型・普通自動二輪車は、1台を0.5台として計算
但し、原付車は含まない。
- 自動車運転代行業者は、台数に関係なく、同営業の営業所ごとに選任が必要

(2) 資格要件

- 20歳以上であること、但し、副安全運転管理者が置かれている場合は、30歳以上であること。
- 自動車の運転管理に関し、2年以上の実務経験を有し、次のいずれにも該当しない
 - ① 公安委員会より安全運転管理者等を解任されて2年を経過していない者
 - ② 次の違反をして2年以内の者
酒酔い運転、麻薬等運転、無免許運転、ひき逃げ、自動車の使用制限命令違反
 - ③ 次の違反を下命・容認して2年以内の者
酒酔い・酒気帯び運転、過労、麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、
大型自動車等の無資格運転、積載制限違反、車両の放置行為

2 副安全運転管理者の資格要件と選任基準

道路交通法施行規則第9条の9第2項、規則第9条の11、法74条の3第4項に定められている。

(1) 選任基準

- 自動車が20台以上の事業所であること
- 選任人数は次の基準に応じて、その人数以上を選任すること。
・20台～39台 1人 ・40台～59台 2人 ・60台～79台 3人
以下、20台を超えるごとに1人加算して選任
- 自動車運転代行業者は、随伴自動車を10台以上使用する営業所ごとに1人选任し、20台以上は10台を超えるごとに1人选任し、20台以上は10台を超えるごとに1人を加算した人数以上を選任すること。

(2) 資格要件

- 20歳以上であること。
- 自動車の運転の管理に関して、1年以上の実務経験を有する者、または自動車の運転経験の期間が3年以上の者で、安全運転管理者の資格要件の①、②、③に該当しない者

3 罰則

道路交通法第74条の3（安全運転管理者等）
5万円以下の罰金



■ 平成27年 全国の交通死亡事故(ワースト10の都道府県)

	1	2	3	4	5	5	7	8	9	10
都道府県	愛知	大阪	千葉	神奈川	埼玉	北海道	兵庫	東京	静岡	福岡
死者数	213	196	180	178	177	177	171	161	153	152
前年比	+9	+53	-2	-7	+4	+8	-11	-11	+10	+5